

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 <input checked="" type="radio"/> 横井 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

福井社会保険事務所では記録は正確と整理しておりまして、何の問題はありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

会社の採用試験において、年齢制限がある場合、生年月日を若くして記載し、これが記録適合の障害となっている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人に事実関係を確認して、修正する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このだけ、膨大な記録と、適正に管理するに、コンピューターで管理する以外に方法は無いと承っていましたか

- ① 職員団体の反対があり、容易に、迅速に体制で変わらなかつた。
- ② 紙の帳簿での管理は、適正に行ふことは、難しかった。(数が多すぎて行本で多い)
- ③ 当時のコンピューターも、性能がよくなる。(例上げ、紙テープでデータの交換が行われていた)速度も遅く、エラーの多い機械が

しばしば発生していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

福中では昭和50年初めから、算定基礎台をワープロ形式に作り、各事業所からデータと公開し、新しい報酬を総算で記入してある。OCRで読み込む形式を採用し、ある程度はデータの修正が出来ることになりました。

しかし、OCRで読み込むデータは、紙テープから入力してある形式で、徹夜で事務処理をしていました。

このような状況でしたので、今のコンピューターと題して承之は当時のことは理解できると思っています。

また、今のコンピューター時代でも(個人と総額データを1人1台で作り、適正に管理することは不可能である)ことを申しあげます。

ご協力、ありがとうございました。

適正に管理するに、報酬計算は必ずしも自分の自己責任が中心でなくとも、解決するに努めるべきです。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 a. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 b. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

収入が10万円以下は給与の手当は支給不可  
 給与と月給と振り分けと違い、厚生年金の  
 記録は実態よりも完全でないと思う。そんな  
 記録は多分あると思う。厚生年金の月給相当  
 額と会社の厚生年金の記録とを比べてみると  
 いては5000円程度の差で厚生年金の方が少ない  
 ない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人確認の徹底とデータの

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁の年金記録問題、遺達補正を  
 視覚的に知っていたと思います  
 新聞の報道により、知り  
 ました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思  
 いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反  
 省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題は、年金  
 記録帳簿時代の記録は、紙質、インクの質  
 等により、個々の筆跡もあり、記録には  
 留意を払うべきであると考えました。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ナシ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ナシ

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、正否は事務処理を  
していたので特に問題認識はなかった。  
直近のマスコミ等ニュースで知った。  
おこったのは現実であらう。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思  
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反  
省点として挙げられるとお考えですか。

在籍時の問題認識をこの為に対処も  
出来ず、

ご協力、ありがとうございました。



## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○基礎年金番号の統合(1人で多くの厚生年金の番号を持つ  
→と考える)を一刻も早く行った方が良しと見料する。  
○厚生年金の記録消滅では、同一職場の同僚等の証言  
で記録を復活することです。当時において本人は加  
入を拒否し、会社も保険料負担を助めると考え未加入と  
なっていた人の記録を追加するのは如何と思えます。この様  
な事を認めるとまだ未解決は長引くと思料する。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・私が在籍時けくろ様な問題が生じるとは思っていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・特にわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長・*平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国は、年金記録について早くから疑問視をし、その対策として各制度共通の年金番号を付して管理することを考え、法制化に取り組んでいましたが、当時の野党は国民総背番号制につながるかと、はたまた徴兵制度につながるかと異論を唱え、結果的に構想から数年が経過した平成9年ようやく基礎年金番号制度が導入されました。

宙に浮いた5千万件の記録全てが、間違っているかのような報道がなされていますが、そんなことは絶対にありません。進達ミスや、入力ミスがあったことは否定するものではありませんが、本人が名前や生年月日を偽って届け出た記録、短期間で退職したために全く忘れられている記録、職業柄、転職を繰り返しているため思い出せない記録等が積み重なったものであります。

このことを解消するために考えたのが共通番号制度であったにもかかわらず、理由なき反対で早期に導入されなかったことは、今にして思うと大変に残念であると言えようがありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳(マイクロ化も含む)で保管されている記録、特に国民年金の記録について問題があると思われますので、早期に突合わせ等を行う必要があると考えます。

また、政府は2年間でこの問題を解決しようとしています。人的な面、予算の面から突効は不可能であるといわざるを得ません。国民に期待を持たせ、結果として出来なかったでは、ますます年金制度に対して不信感を持つこととなりますので、時間をかけて、年齢を区切って解決していくをお願いするものであります。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

規模の小さい県にあっては、資格関係の調査等がきめ細かく実施できたが、規模が大きい県にあっては、不可能に近かった。また、労組との関係から、本来はやらなければならないこの業務を実施しなかった、あるいは出来なかった県が相当数あり、このことは、将来、後輩達に大きなつげを残すことになりはしないかと危惧していた。

他県を知ることが出来たのは、ブロック会議、社会保険大学での研修であった。自分達が行っている実態とかなりの差があることに驚かされたとともに、同じ公務員でありながら、なぜ統一したやり方が出来ないのだろうかと疑問を抱いた。

職員団体のずさ、甘さの構図が、より一層、年金問題を複雑にしている面があることはいじめない事実である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和44年度から定時届け提出の際、全事業所を対象に資格関係・報酬関係等を関係帳簿と突合のうえ、受理するといった対策を講じ記録の適正化に努力した。全国初の対策として社会保険庁から高く評価されたことは今でも記憶に残っている。

また、翌年の45年度からは、保険料計算を手作業から電算方式に切り換えたが、これも全国初の試みということで注目され、後の社会保険オンラインシステム導入のきっかけになったものと自負しているところである。

オンラインが完成するまでは福井県がモデルケースとなり、あらゆる作業を先駆的に実施してきたことも誇りであるが、職員団体との闘争激化はこのとき以降から始まったのも事実である。

事務処理の規程からどうにもならなかったことであるが、早くから厚生年金の被保険者にも住所記録を管理することができていれば、もっと早くに問題は解決できることを思うと残念でならない。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 年金記録に関する、事業主側及び被保険者側の瑕疵として、次のことが有ったことを記憶しています。
1. 社会保険調査官として適用事業所の調査を担当している時に、賃金台帳の提示を求めたところ、源泉徴収簿等との不一致が見られたため追及したところ、従業員の保険料負担を抑えるため、調査用の賃金台帳を別に備えていた(所謂、二重帳簿)事例が時々見受けられた。
  2. 従業員と雇用契約を締結して勤務させているにもかかわらず、3月～6月間を試用雇用期間として社会保険加入を遅らせているケースが多々見受けられた。
  3. 老齢年金の受給者が雇用されるに当たって、年金が支給停止(一部停止を含む)されることを従業員が嫌って、社会保険加入が未届けのケースも散見された。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新規加入者の氏名や生年月日等、並びに取得日等の誤りを防止するためには取得届出の提出に当たっては、住民票や雇用保険加入員証等の提示を義務化することが適正な年金記録管理には必要なことと思われます。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、記録不一致が出ることもあるだろうとは思ったが、今日のような状況に発展するとは全く想像出来なかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主や被保険者側に瑕疵が有る問題を除いた反省点としては、年金記録は長期間の管理が必要なため、問題が生じた場合には相当の年数を遡及して調査をする必要があり、問題を解決するには相当の労力が必要なることから、各種届出等の処理をする時のチェック体制の強化を一層講じておけばよかったのではと思います。(しかしながら、当時の職員も精一杯の業務量を遂行しており充実したチェック体制の構築は非常に困難な実態であったことを特に申し添えます)

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 a. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 b. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚年を喪失し、周年を取得するまでの間にタイムラグが生じ、1～2年の未納が生じた者についても、私費による電話督促や休日相談、夜間徴収を行っていただき、その際、受給資格に関係しないという理由等により、納付を拒否された方も沢山あり、安易に納付と見なすべきではない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

電卓もパソコンも存在しない大正。昭和初期の記録については、本人の申立て(年金手帳)と行政の関係書類により根気よく確認していくしかない。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人の申立て(年金手帳)と行政の関係書類の  
解決されるものと認識。  
マスコミ報道の存在を知った次第で時期  
は不明。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後であり、対応策を考へる立場にならな  
基礎年金番号の周知徹底(強制)がなかった  
の払出しを厳格にすべきだった。

ご協力、ありがとうございました。



必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/>	退職者 <input checked="" type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/>	地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="checkbox"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題と認識あり。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

あり

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

いい

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者や被扶養者であった者が全てが理解と  
 納得をきたるよう、あらゆる方策を講じるべきと思うが  
 具体的な方策はつかないが、現在実施している方策を  
 親切、丁寧に行うべきである

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は人生の一生を左右する大きな問題であり、正しい情報が提供されている業務と認識して従事していた。加齢も知ったのは、マスコミ報道によって知り終えた頃であり、大変なショックを感じた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職して20年余り経過している中で、対応には大変な思いをいたしました。年金記録問題は、個人には反省はしていませんが、現実問題としては、本庁(庁業務課)の指導体制に瑕疵がある点と反省しております。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

常に重要なものと認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確な事務処理を念頭においていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長	
	f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹	
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	<input checked="" type="radio"/> i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後、友人、知人との会話の中で、各人の社保期間、記録の苦情を聞いたことはあるが、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の逸脱問題が深刻化し、今日の如き期間、各所  
 全職員による記録簿の見直し作業、それに伴う各個人宛の  
 照会作業等を徹底に実施されておられることは、今後、精解  
 答者に対する対策を講じられるは、おと幸いです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各企業より提出された所得報告書の処理の中で認識し、各種調査で業務所(関係機関)で調べていく中で報告書と帳簿との差(採用日・報酬)を見つる実情を知ることが多い。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

書記帳簿の誤り、その後各種調査で各種説明会でも必ず加入日等の報酬について、正高の年俸を訂正して申し入れられた。高崎の労働組合に受け入れられた。  
現在と難し、この思いが、昨今の世相で大分意識が違っているのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

※ 回答が後日インターネット上で公開される場合があります。



必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長  <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹  g. 事務局課長補佐・係長級以上  h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長  j. 事務所課長級以上  k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(  
○ 集積簿の転写が統一出来ていない  
○ 保険料納入記録の誤りをチェックしていない  
ケース等の認識はありますがその他については  
知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

古い記録の領収書等の確認が困難なケースが多い  
と思われるが、第三者委員会での調査を急がなければ  
延滞が下り終了させること。(データの確保)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁の年金削減の運営で常に憂慮をもちた項目は、「いかに制度に加入させるかー事業所、適用、非加入者への加入促進」と「いかに保険料を安全に納付させるか」であった。したがって年金記録の業務についてはやまやまと認識が共有されていた。1000万件の件の新聞報道で初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 行政側からの被保険者へのお問い合わせは、大半が自分の年金不足から常に社会保険事務所への相談身を中心に、デマクにはない。
- 記録と処理時の誤りは確実に有ることは否定出来ない。したがってデマク体制を徹底させ通常業務のウエイトを記録管理業務に向けたことと思う。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らず。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業所からの届出は基本的に絡合していた。  
 ◻ 年金記録問題の発生は  
 ◦ 届出の遅れや誤った記載によるもの  
 ◦ 紙の帳から電算管理への移行の際、誤ってしまったもの  
 ;  
 年金請求時に混乱を期すと思つた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたが、また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・ 卒からの事故リスト、1年間調査した。  
 調査活動や紙の帳の確認等による対応した。  
 ・ 事故の発生が少なかったが、障害者の人数での中での困難な事もある。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <input checked="" type="radio"/> 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間ヒヤク取組をしかた。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思しましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

総務省の年々名簿更新のペースが遅く、勤続し  
解任の遅れは、新卒により退職  
を遅くする。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁現役職員の方々の制度的にも問題があったと思われる  
 この年金記録問題については、全庁を挙げての取り組みが大切で、  
 社会保険庁では、これまで記録の統合・記録の正確性の検  
 査など年金記録問題への様々な対応をされてきており、新たな解  
 決策を見出すことは存在が困難のように思っています。  
 然るに、問題を捉えず解決と行っている方々のご意見を  
 大変参考にさせていただき、今後新たな情報提供を予定して、  
 この年金記録問題の解決に向けて取り組みを進めたいと思っております。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたが、また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、この年金記録問題発生前のみの認識はありませんでした。退職後、記憶が定かまらなくなり、平成19年頃のマスコミ報道により知り得ました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今回の年金記録問題中、記録の未統合問題について、厚生年金の記録は、事業主の取得簿(氏名・生年月日)に基づき事務処理が行われてきた。制が充足当時より市町村の住民基本台帳に登録された氏名・生年月日により処理されていた。今回の厚生年金は発生した方と見られる。特に転職に頻繁にされた方が企業取得簿がなかったことによる発生者と存内の方と見られる。行先の連携が必要である。

ご協力、ありがとうございました。



## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金委員会が行政の事について特に異議は無いから、不当行為が判明した場合の救済は犯罪を犯す。  
公表すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

週刊の報特管理をしていて知らず。当分の問題の  
存在は知らず知らず知らず。  
存在は平成18年頃。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にか

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長	
	<input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹	
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかるかわれませんが、紙で残っている記録をデータ化し、ITの力を借りて年金記録を一元化していくかと思っています。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

財政上の理由で基礎年金番号への統合が行われていた「け」で、年金記録時には本人の職歴に基づいて記録が特定され、順次、年金記録が一元化されていくものと認識しておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度のスタートは、現在のような情報処理機器や技術は全くありませんでした。手作業で台帳等に記録したり、本人の申し立てに頼って番号を払い出したりする「ば」で、ヒューマンエラーが発生するリスクはかたはらあった「ら」うと思っております。ヒューマンエラーは必ず発生する、どうやってそれを防ぐかという考え方で制度設計を行い、事業を実施する「ら」は「は」か「か」と考えております。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/>	退職者 <input checked="" type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/>	地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 <input checked="" type="checkbox"/> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

二年間とか今政権で解決するか、したいか「ミスター年金」労働厚生大臣が発言しておられるが、短期間で解決できる問題ではないと思う。  
 なぜならば、娯楽産業や温泉地・集団就職が多い県では、個人の素性も聞かなくて雇用したり、個人が嘘の申し立てをしても、戸籍謄本や住民票を徴することもなく届出てきたのに、「五千万件は1人なりとも1円までも確認します」と当時の総理大臣が発言していましたが、娯楽産業(パチンコ住み込み)や温泉地(女中さん=差別用語になるかも)で住み込みの方々には、以前の素性を隠して、人目を逃れて働いていたので当時は年金のことなど眼中になかったので、生年月日や名前を誤魔化していたのが現実であると思われるから。  
 したがって、今やっているように、生年月日順から通知して整理していく方策しかないと思う。(国民年金の加入履歴や納付案内をしても郵便が返送されてくる方々=(不在被保険者)が多くいるので2~3年では無理だと思うから。  
 また、いつかときに予算を注ぎ込んで解決できる問題ではないとも思う。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

健保・厚年の連名簿方式→個々人の原票方式→オンライン方式となり、社保事務所の現業にいた私としては画期的であり大変嬉しかった。

①期間照会業務をしていた時(昭42年～昭46年)など、連名簿(「旧連=(昭和初期～昭和32年頃まで)と(昭和32頃～原票方式移行まで)の2冊あり」から記録等を捜す時など、ページをめくるたびにページの角の磨減が激しく、また、ちぎれそうになり将来判断不明等になる可能性が出てくると思った。

(原票・連名簿ともにマイクロフィルム化され記録の欠落が防げると一応安心した)

②原票方式になってからは、取得日・喪失日・算定月額等が約10年程記録でき進歩したなあと感じながら仕事をしました。原票は記録欄が満杯になったり、喪失すると、上部を切り離し、新規所得者・再所得者の別々の原票を50枚単位に紙テープで封じ連達票にそれぞれの件数を記載し業務センターに連達したものである。

③オンライン方式となり、また、基礎年金番号制度の導入によりこれで万全になると思っていた。

(厚年・国年・共済組合等の基礎年金番号への統一作業は大変時間を要すと感じた)

我県は、全国でオンラインの先進県として、昭和40年代後半から事業所毎の保険料の徴定(総報酬)業務から民間委託処理として始まり、個人データ中心の徴定へと順次進み全国オンライン化へ移行された。(移行後の我県は一部システムが後退した。)

今回 記録漏れや、不突号者・不明記録が五千万件あると政府から発表され初めて知ったが、“なぜ” “どうなってるの”と我耳を疑った次第である。

地方庁では、社会保険庁の指導や指示をうけて各種報告や進達をしていたのに業務センターでの、未入力・未処理があったのではと聞いた時、憤りを感じた。

また、国会での「ミスター年金」等からの質問に対し、大臣や庁幹部から一言の反論もなかったことが、地方庁では「何を考えているのか社会保険庁」と思った方が多くいると思う。

社会保険の 職場や名前が なくなるのは、非常に残念でならない。

「どうなっているの」とか質問されるが、我県の第三者委員会での請求件数や容認件数を見れば判るように全国規模からみれば小さいが少ないでしょうと胸をはって答えている。

また、反省点としては、当時の自治労組織に加入していたものの、組合活動の激しかった都道府県が多いと思われる。

「オンラインに移行すると我々の職場はなくなる」「人員整理され職を失う。」など等旧日本社会党のバックアップで条件闘争として〇〇を獲得したと喜んでいたことが直接とは言わないが、反省点の一因と感じている。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 g. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金の未納時、  
 職業によっては年金を偽って居る就職をしたところも  
 あったそうです(特に女性)  
 誤った年月日で会社に届書と提出

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

取得届書には住民票の添付する

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

9. 年金の受給額・年金総額に大きく影響することであり大変に問題と見ました。
- 現在、公認している件数は想像はしていませんが(質問1)に記載したとおり100%の101以上の年金記録数は見つけていません(時期は不明)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金記録率11%以上に対して当県では、事務局課長を始め、課長一丸となって記録率の対応と実施しました。

ご協力、ありがとうございました。



## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者等の記録確認と数年に一度行なうよう指導していかなければならない。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一人でも多く保険料の納入を促進するの使命感で現在の問題があったことは、全く考えられなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会社、被保険者、社会保険職員との連絡調整が密でない結果があったと思う。

退職後30年が経過、適切な考えがとれないのが現状である。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>①事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

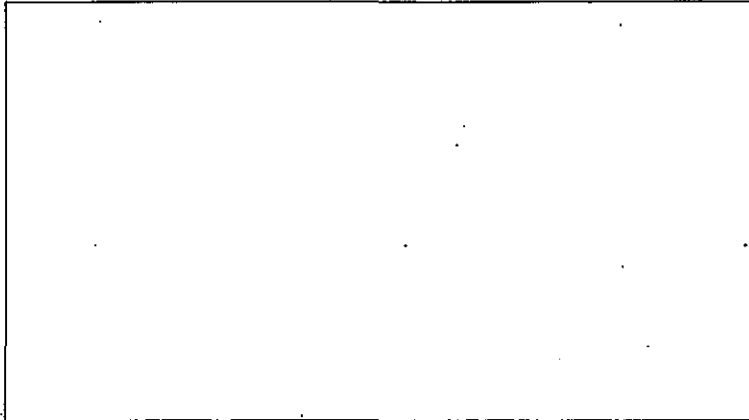
(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

〇

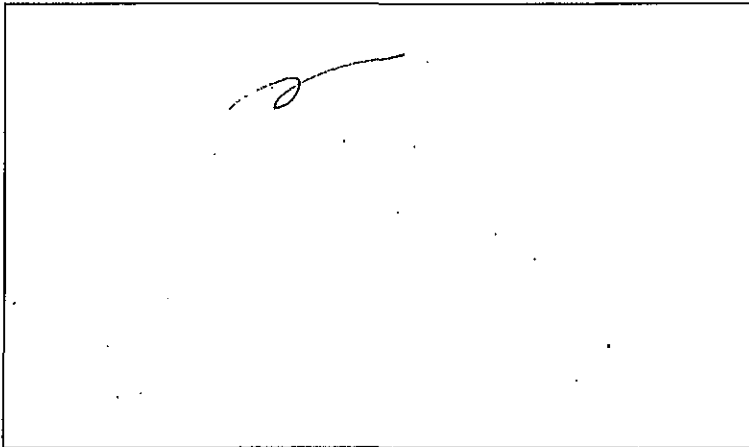
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長	
	f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹	
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申し込を全面的に容認して頂く以外 前決策無し  
 氏名・生年月日すら正確に届け出られていないケースも多々あると伺い、  
 そのような状況下で「最後の時まで……」なんて、どだい無理な話。  
 出来ぬ限り、やると言っただけは前政権、政権が変わったのだから  
 スター年金さんに認めて貰い、いっしょに打ち切っては、  
 身分と年齢をばかばかに後継米とされるのは可哀想。  
 いっしょにやっていると、税金の無駄使い、仙谷さんに  
 「事業仕分け」して貰っては、

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人の受給権に関する重要な問題と。

マスコミが騒ぎ立ててから。

本来は至極真面目に取組んでいたと自覚していたから、このヒドイとは想像もしていなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

坐收率、検認率至上主義の入り害が、老及喪失や取組免除などの不正を生み、記録事務が二の次になつた原因と思う。

年金番号の一元化構想が頓挫したのがあれが実現していればと思う。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長	
	f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹	
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	① 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存いません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

原点に戻って、年内付記録のあるい  
直しか必要だと考えます。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は在籍しておりまい。田舎、本庁からの通達等に基き事務処理を正確に行つて来たと思つておりました。まさかこの様な問題が起る事を全く認識しておりました。  
長寿理大臣の問題提起、発言で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題発生時々の事務処理の  
おとろさの問題だと考えます。

ご協力、ありがとうございました。



必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. <input checked="" type="radio"/> 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号制度が導入され統合処理において多くの不具合が生じた問題点は近年の報道にて知りました。  
但し被保険者が就職時の年齢制限をのりぬるためや氏名については通称等を使用したり厚生年金保険被保険者番号を重複している事例が多数存在することが年金裁減時に降参になることは懸念していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当県では広報事業を説明会や新聞などで訂正変更・廃止取消の届出するよう周知に努めた。  
また、県独自にコンピュータを利用して氏名等を氏名・生年月日・若年号等の索引態を作成し年金相談に対応していた。結果としては不十分を取組んであったかと思いますが当時としては積極的に対応していた。  
基礎年金番号制導入による統合処理で判明した問題を解消にむけて対策をとらなければ本庁の対応が理解できません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早期解決は必要ですが拙速に走らず適切な  
処理対策が行われることを要望します。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <input checked="" type="radio"/> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中の年金記録についてこの系問題以外には認識していませんでした。  
 この系問題については、いまだに新聞、テレビ等  
 で報道され大変な事になったと驚いていました。  
 この系:報道された年金問題以外に具体的に  
 は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民台帳(2970.7104等)と年金記録の照合  
 実態を以て外をいいます。  
 (現行で死亡した者、生年月日住所が相違し2-3名  
 は除外して作業が完了したものはある)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険に加入している被保険者としての年金に加入しているという認識は尋常的なものであり、  
 当時年金に加入しているという認識は被保険者の資格を喪失した時点で、社会保険事務所より社会保険手帳記録の記録を「消滅」する手帳を毎月発行しており、その記録と社会保険手帳記録の両方オンラインで記録されているもので、地方庁においてこのような問題の発生するのが疑問に思っている。地方庁の記録と紛失することは考えられないものと思料する。  
 この様な問題を知ったのは、メディア等で報道された時に初めて知ったことである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題を解決するには大変な事だと思っております。  
 地方(社会保険所)の職員は、記録の消滅記録は毎月に取り戻すべく、取り組まれている。この様な問題に起ったことと疑問に感じています。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 本人が勤務していたのに記録が無いという事について  
(本人は確かにその事業所に居た事は間違いないとしても)
- ・ その事業所は、当時社会保険の通用事業所であったか
  - ・ 通用事業所であっても、本人は通用扱いにならなかったか、(自分の手取り額が減ったので、加入するのはイヤと言う人もいた。)～調査官の総合調査などで判明する

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(申し分ありませんか?)  
現在対応はもっている以外に思いつかないです。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求の際には、期間確認請求書(通知書)により、  
本人の職歴も確認していたはずなので、)問題なかったと  
思っていました。

この種の問題が出て来たのは、小泉政権時代や  
と厚知しています。同じ頃社保(国)施設の事も頻繁に  
世に広まったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

すでに退職していましたので、特に具体的な対応は  
していませんでした。

現役の頃は、その時の抱負や、それぞれの計画  
(目標)に向けてやって来ました。

だから今から思えば、常に数学に追いついた感  
はあります。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道にやるしか存じないと思う

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 昭和60年頃、年金相談窓口での応対を通して認識していた。
- 年金記録は、年金請求時に整理統合すればよいという考え方があり、当時は問題とはなっていないかと思う。
- 将来、高齢化が進み、年金請求者が増大した場合、年金窓口だけで処理するのは大変だろうと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 会議等で年金記録問題の存在を報告していた。
- 基礎年金番号の導入時に整理統合すべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。



必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

てし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ア

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題意識は、  
昨年or一昨年の認識。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

請求主義の問題<sup>案</sup>の認識は、

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にお金が、当果のよう少ない人口の果でも記録が符合しない記録、いわゆる事故リストが相当量から送られて来て、その処理にたいへん苦勞した思い出があります。大抵お果では当果の比ではふんと思われ、この処理が当時速務に実施されていたか心配です。又不在被保険者の取扱いで放置された被保険者記録の取扱いの行方についてどうなっていたか気がかりです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今とっては、本人の記録と厚生年金については会社の記録、国民年金については市町村の記録とも照合を律なければ、お三者委員会の判断に委ねるしかないと思われ、旧令共済の期間の確認のような方法で当時の同僚、上司の証明で認めず方法もあると思われ、但善良なる市民の主張には応えていく必要がある、不真面目な主張には応え(救う)必要はないと考え。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私共が担当していた頃は国民年金に付いた市町村との照合を足跡調査して、3回に及び特例納付で年金権を確保するために奔走していた。自分の担当市町村から無年金者ではないよう、夜間徴収業務の担当者として回った記憶がある。おせんぼ処理、無責任な事務処理で被保険者の不利になってしまうことが多々あった。この点、当時から、担当者の資質によると感じていたと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金においては、地域の納付組織から市町村担当課への金銭の収納受授、これを印紙化検認方式に転記し社保事務所が紙台帳に記す。これを紙データベース化し社保庁へ送達するという。何れも記録の転記作業し人の手にかかるための誤りが生じることは当然の+1印字といゆざるを得ない。コンピュータによる管理システムが定着化するまでの間の機関委任事務制ではそれ以上に人のぬくもりを感じられる事務システムで、年金制度の普及には役立ったものの、欠陥を露し穴に付けたことも事実であろうと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input checked="" type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. <input checked="" type="checkbox"/> 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申し立ては<sup>事務</sup>事務の付加で入れる白の蓋めは、  
 (たとえば、総務課、総務課と事務課、事務課の区別が不明  
 の場合、その区別は、容易に停止できる)  
~~事務課の区別が不明である。また、19の事務  
 課の区別が不明である。~~  
~~事務課(本人)で把握しているものがあるが、  
 別々の事務課の区別が不明である。事務課の区別が不明  
 である。~~

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳の記録照会を受け、台帳を調べること  
 によって(当時、氏名索引、生年月日索引がどのような  
 状態であった)見当らぬものはほとんど無いと思っ  
 ていました。中には本人の思い違い等も無いはず  
 あると思われました。<sup>加え、事務所で記録の</sup>  
 担当をしているとまの(年金係長)と思われました。  
 既伏

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思しましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

~~記録照会は、旧台帳を照会し~~  
 びなるあまり深く調査を求められず  
 当時所長が地方の電算の内容が分かりにく  
 いため、明確な内容の不確実な資料による  
 ような事務処理、記録等の認識が不確実  
 になり記録が今のようになり混乱する状態  
 になっていた。当時の地方自治体は  
~~この問題を認識し、記録の整理を最優先として~~  
~~個人管理のありようにしたことは改善された~~  
 と思っております。今後又<sup>期</sup>に世帯単位を維持し  
 たいです。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/>	退職者 <input checked="" type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/>	地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="checkbox"/> 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたのご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、報道されているように、年金記録問題が発生するころは、想像でまよっていました。

報道されるまで、この様な問題が存在することを知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に、有名人等に対する「年金記録への意見」等について、担当1人1人の倫理観の欠如が最大の反省点ではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。



回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたのご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している対策(三審委員会)により解決が  
よいと考えます。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・ 特段 認識はしていなかった。  
 ・ 国会、マスコミ等に取上げられた時。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 長年  
 事業実施にあたり、各県における実施方法に  
 相違のあることが事業発足の一つの要因と考える。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 ㊦ 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現存している紙台帳やマイクロフィルム化した台帳とコンピュータ記録との整合を早急に実施することが肝要だと考えます。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の場合、市町村の台帳と社会保険事務所の台帳を定期的に突合もしてきましたし、厚生年金の場合、社会保険庁から送付されてきた事故リストもその都度処理し、記録の適正化に取り組んできたのに、このような問題が起きたのは非常に残念です。

マスコミの報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者・受給者の方々に疑問があれば照会するように働き、その照会に対し、誠心誠意対応してきました。

最低でも年1回は年金の記録状況を被保険者あてに通知すべきであったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在のところ考えられません。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 在籍中は、年金記録問題はありませんでした。  
地方庁においては、年金記録を本庁に送付していたのみです。なお、本庁では送付された記録を、正確に処理されているものと思っております。  
在籍中には、今日のような年金問題の情報はありませんでした。(在籍は、昭和62年5月まで)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 在籍中に特に問題点として出なかったため、対応の必要性はありません。
- 本庁における確認作業が「ずさん」であった事が反省点ではないだろうか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

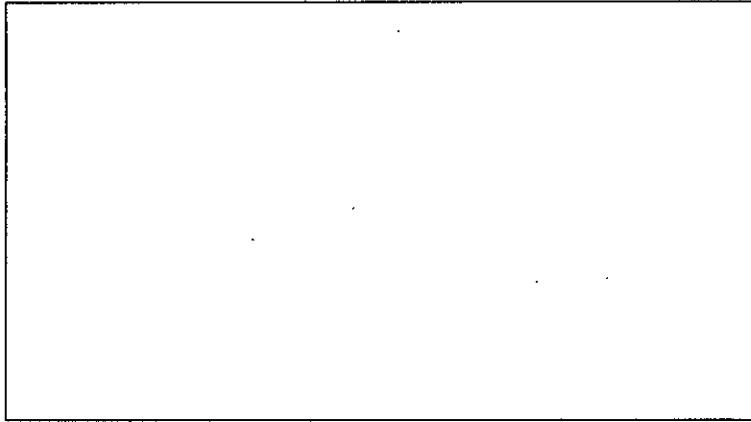
(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

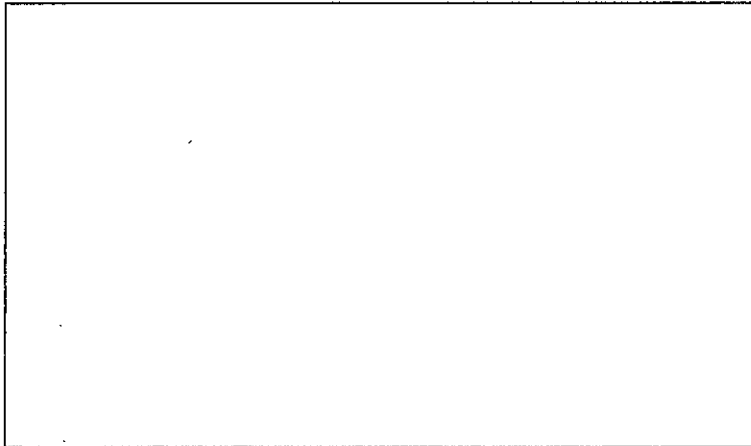
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



後附 1-16 及び 1-17 については、ご協力、ありがとうございました。  
はありせん



必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

認識不足が原因なのが、特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている被保険者の記憶を申告していただく、確認する方法がベストだと思います。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識不足であり、問題意識は全くありませんでした。

但し、平成19年に全国の不適切な記録管理が在ることを知り、各被保険者の不利益にならない様復歸することを念頭に行動しと考えるようになりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○厚生年金保険法等の理解不足を痛感し、過去の経緯を再認識することで、被保険者の不利益が、何れも、申し立てを相対の立場で確認する様努力しと想っております。

○反省点、… 何れに付し、強いて言えば、年金記録に対する管理意識が不足していたこと。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市町村との協力連携の強化

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・未統合記録の解消  
※代名相違等により完全解消は非常に困難と認識していた。
- ・平成19年頃。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・当時示された工程表等に基づき確認作業等は徹底して実施した。
- ・記録管理の徹底

ご協力、ありがとうございました。